

入 札 説 明 書

この入札説明書は、岩手県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
複写機の賃貸借及び保守（デジタルフルカラー複合機）一式
- (2) 調達件名の特質等
仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。
- (4) 納入場所
沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
(岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24番3号)

2 入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てがなされている者（更生計画認可又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 事業所の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (4) 岩手県知事が定める物品購入等競争入札参加資格を有し、令和8・9・10年度物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (5) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (6) 当該調達に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、仕様審査に必要な書類として、次の書類（以下「仕様書等」という。）を令和8年9月15日（火）午後5時までに14(2)の場所に各1部、提出しなければならない。
 - ア 送付書（別紙書式例による）
 - イ 仕様書
 - (ア) 当該調達に係る複写機（以下「複写機」という。）の仕様内容が網羅されていること。
 - (イ) 複写機の製造社名及び規格等が明示されていること。
 - (ウ) 複写機のカatalog又は写真を添付すること。
 - ウ 保守整備等体制調書

- (ア) 当該複写機の保守整備を行える者が常駐している営業所等一覧（営業所等の名称、所在地、入札参加者との関係、連絡系統等、複写サービスの保守整備実績（過去３年間）、保守整備及び修理の依頼を受けてから作業に着手するまでの所要日数又は時間が明示されていること。）
 - (イ) 消耗部品等供給体制（部品供給の窓口、供給系統及び所要日数又は時間が明示されていること。）
 - (ウ) 技術員の体制（緊急時の連絡系統、連絡から現地到着までの所要時間が明示されていること。）
- (２) 仕様書等を提出した者は入札日の前日までの間において当該仕様書等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (３) 仕様書等は、岩手県において審査するものとし、基本的仕様及び特質等が満たされ、かつ、迅速な保守整備の体制及び部品等の供給体制が整備され、使用目的に耐え得ると判断した当該仕様書等に係る入札書のみ、落札対象とする。
- なお、仕様書等の補足、補正等は認めるが、令和８年９月17日（木）正午までとする。
- また、審査結果は、令和８年９月17日（木）までにFAXにより通知する。

4 入札の方法等

- (１) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (２) 入札書は、５（１）の日時に、５（２）の場所に持参すること。
- (３) 入札書の郵送、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (４) 入札書の金額以外の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し入札参加者の印を押印しなければならない。
- また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (５) 代理人により入札に関する行為をさせようとする者は、入札書提出の前に委任状を提出しなければならない。

5 入札、開札の日時及び場所

- (１) 日時
令和８年９月25日（金）午前11時00分
- (２) 場所
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24番3号 岩泉地区合同庁舎３階 第１会議室

6 入札保証金

免除

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、これを無効とする。

- (１) 競争入札の参加資格のない者が提出した入札書
- (２) 入札参加者に求められる事項を履行しなかった者が提出した入札書
- (３) 記名押印のない入札書
- (４) 入札金額を訂正した入札書
- (５) 誤字脱字等により必要事項が確認できない入札書
- (６) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札書
- (７) 同一入札参加者又は代理人が二つ以上提出した入札書

- (8) 代理人が委任状を提出しないで提出した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反して提出した入札書

8 入札書に関する事項

入札書は、記載例に準じ、次のことを表示すること。

- (1) 入札年月日
- (2) 入札参加者の住所、氏名及び印（法人の場合は、所在地、商号又は名称、代表者の氏名及び印）
- (3) あて名は、沿岸広域振興局長 とする。
- (4) 件名
- (5) 入札金額
一月当たりの単価とする。あわせて、月平均使用見込枚数により算出した一月当たりの入札額を記載することとし、この金額をもって落札者の決定を行う。

9 落札者の決定方法

- (1) 本件調達に係る入札公告及び入札説明書で示した要件の全てを満たしている入札者であって、会計規則第100条（平成4年岩手県規則第21号）の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、立ち会っていない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。

10 開札に立ち会う者に関する事項

開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の立ち会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

11 再度入札に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数は3回を限度とし、この限度内に落札者がいない場合は、入札を打ち切るものとする。

12 契約に関する事項

- (1) 落札者は、契約保証金として契約金額に1年間の見込数量を乗じて得た金額の100分の5以上の額を契約締結前に納付しなければならない。
ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出した場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (3) 契約条項は、別添契約書案のとおりとする。
- (4) 落札者の決定後、契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が入札公告又は入札説明書に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しない。

13 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和8年9月15日(火)までに書面によ

り沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター所長まで申し出ることができる。

- (2) 前号の疑義に対する回答は、沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター内において令和8年9月18日(金)まで回答書を閲覧に供して行う。

14 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター管理課
〒027-0501
岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋24番3号 電話番号 0194-22-3116